

○ 千葉県情報公開条例の一部改正について

1 概要

刑法の一部改正（令和4年法律第67号）により、刑罰のうち懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて、拘禁刑が創設されたことに伴い、令和7年2月定例県議会提出の議案第66号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」により、千葉県情報公開条例の関係部分を改正した。

2 改正内容

条例第34条中「懲役」を「拘禁刑」に改正する。

3 施行日

令和7年6月1日

4 新旧対照表

改正後	改正前
（罰則） 第三十四条 第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の 拘禁刑 又は五十万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第三十四条 第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の 懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

